



島根県報

平成20年 8月19日 (火)
第 2,010 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

救急病院の指定	(医療対策課)	1
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障害者福祉課)	1
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	2
土地改良事業変更計画書の縦覧	(")	3
保安林の指定	(森林整備課)	3
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	(中小企業課)	4

公 告

河川法の規定に基づく簡易代執行の実施	(河川課)	4
--------------------	-------	---

選管告示

政治資金規正法の規定に基づく設立の届出のあった政治団体	5
政治資金規正法の規定に基づく異動事項の届出のあった政治団体	5
政治資金規正法の規定に基づく解散の届出のあった政治団体	6
政治資金規正法の規定に基づく異動事項の届出のあった資金管理団体	7

告 示

島根県告示第687号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院に該当すると認めため、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成20年 8月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	所 在 地	認 定 期 間
社団法人益田市医師会立益田地域医療センター医師会病院	益田市遠田町1917番地 2	平成20年 8月28日から 平成23年 8月27日まで
隠岐広域連合立隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城北町355番地	平成20年 9月 1日から 平成23年 8月31日まで

島根県告示第688号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成20年 8月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
齋藤 恭子	小児科	松江赤十字病院	松江市母衣町200	平成20年7月31日
遠藤 充	小児科	松江赤十字病院	松江市母衣町200	平成20年7月31日
岡 伸一	消化器科	松江市立病院	松江市乃白町32 - 1	平成20年7月31日
北村 順	循環器科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89 - 1	平成20年7月31日
田邊 一明	循環器科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89 - 1	平成20年7月31日
賀川 武	整形外科	安来市立病院	安来市広瀬町広瀬1931	平成20年7月31日

島根県告示第689号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成20年8月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

玉湯町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

- 舟木 富郎 松江市玉湯町布志名580番地 3
- 下山 貞明 松江市玉湯町布志名328番地
- 平崎 久博 松江市玉湯町湯町930番地
- 須谷 洋一 松江市玉湯町湯町1984番地 1
- 福間 基 松江市玉湯町林1382番地
- 松浦 久年 松江市玉湯町林478番地
- 青砥 登 松江市玉湯町玉造379番地
- 永瀬 利彦 松江市玉湯町玉造1033番地 2
- 若竹 正彦 松江市玉湯町大谷724番地 2
- 恩田 治三 松江市玉湯町大谷1331番地15

監事

- 曾田 輝幸 松江市玉湯町湯町955番地
- 福間 啓夫 松江市玉湯町林1689番地
- 春木 薫 松江市玉湯町大谷401番地 3

2 就任年月日

平成20年7月24日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

- 舟木 富郎 松江市玉湯町布志名580番地 3
- 下山 貞明 松江市玉湯町布志名328番地
- 渡部 吉郎 松江市玉湯町湯町1983番地
- 和田 捷良 松江市玉湯町湯町1340番地
- 福間 基 松江市玉湯町林1382番地
- 渡部 公生 松江市玉湯町林866番地

青砥 登 松江市玉湯町玉造379番地
 新宮富二夫 松江市玉湯町玉造993番地 1
 若竹 正彦 松江市玉湯町大谷724番地 2
 恩田 治三 松江市玉湯町大谷1331番地15

監事

平崎 久博 松江市玉湯町湯町930番地
 福間 啓夫 松江市玉湯町林1689番地
 杉原 良治 松江市玉湯町大谷1238番地 3

島根県告示第690号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項の規定に基づき、次の者から市町村営土地改良事業の変更施行について協議があり、同条第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査した結果、土地改良事業計画の変更を適当と決定したから、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年 8月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
松江市	宮田地区農道事業（元気な地域づくり交付金）	土地改良事業変更計画書の写し	告示の日から21日間	松江市役所

島根県告示第691号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年 8月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

大田市三瓶町野城字向畑奥ノ切イ202 - 3、字上ミ天符イ400、イ401 - 1、イ401 - 2、イ402、字向畑上ミイ686 - 2、イ686 - 6、字井戸ノ奥イ687、字向畑夕上エイ689、イ689 - 1、イ689 - 2、字上ミ天府イ690からイ693まで、イ704、イ706、字上天府大仙原イ707、字上天府イ708、イ709、字古地屋敷イ710 - 6

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

三瓶町野城字向畑奥ノ切イ202 - 3、字向畑上ミイ686 - 2、イ686 - 6、字井戸ノ奥イ687、字向畑夕上エイ689、イ689 - 1、イ689 - 2、字上ミ天府イ692、字古地屋敷イ710 - 6

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第692号

平成20年島根県告示第629号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により、出雲市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成20年8月19日

島根県知事 溝口善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジャスコ出雲ショッピングセンター 出雲市渡橋町1066番地外

2 意見の概要

	意見	理由
1	開店時刻の変更により、来店客が通常と異なる交通流量・環境の中で駐車場を利用することから、歩行者や車両との交通事故防止に万全を期すること。	交通事故防止のため。
2	駐車及び搬入車両の騒音等の公害苦情が申し立てられた場合には、誠心誠意対処し、その解決に全面努力すること。 また、必要に応じ、市などが行う公害調査等に協力すること。	現在、周辺への影響は小さいと考えられるが、時間の変更に伴い注意を要するため。

3 縦覧場所

出雲市産業観光部商工振興課(出雲市今市町109番地1)

4 縦覧期間

告示の日から1月間

公 告

河川法(昭和39年法律第167号)第75条第1項の規定に基づき命じようとする必要な措置について、当該措置を命ずべき者が平成20年9月15日までに当該措置を行わないときは、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、これに要した費用については、同条第9項の規定により当該措置を命ずべき者の負担とするので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成20年8月19日

島根県知事 溝口善兵衛

1 河川名

一級河川斐伊川水系佐陀川

2 当該措置を命ずべき者

次に掲げる施設の所有者、占有者及びその他権原を有する者

松江市鹿島町佐陀宮内及び名分、並びに古志町、上佐陀町及び下佐陀町地内にある船舶係留施設(その他付属物含む) 11基

3 当該措置の内容

当該係留施設を河川区域外に除却すること。

4 当該措置を行うべき理由

当該係留施設の設置が河川法第24条及び第26条の規定に違反しているため

5 本件に関する問合せ先

〒690 - 0011 松江市東津田町1741 - 1

松江県土整備事務所維持管理部管理グループ 電話 0852 - 32 - 5734

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成20年 8月19日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
西村雄一郎後援会	星野 智	陶山 良	雲南市三刀屋町三刀屋339
こむろ寿明後援会	竹谷 博	太田 薫	松江市大正町446 - 23
安井誉後援会	安井 誉	安井 誉	雲南市三刀屋町乙加宮792

島根県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定に基づき異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成20年 8月19日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
自由民主党島根県石油販売業支部	会計責任者	安田 昇	小村 由武
自由民主党大田支部	会計責任者	月森 喜一郎	波多野 諭
自由民主党島根県江津市第二支部	主たる事務所の所在地	江津市都野津町1887 - 1	江津市都野津町2277 - 13
自由民主党金城町支部	会計責任者	平石 誠	河崎 忠
	主たる事務所の所在地	浜田市金城町下来原185 - 2	浜田市金城町波佐イ748 - 1
公明党松江総支部	会計責任者	岡田 麻里	桂 善夫
自由民主党島根県文教振興支部	代 表 者	玉木 健三	玉木 武次郎
自由民主党島根県栄養士連盟支部	代 表 者	松本 千秋	清水 つゆ
自由民主党島根県自動車整備支部	代 表 者	櫻井 誠己	野々村 卓

自由民主党島根県看護連盟支部	代 表 者	松浦 昌代	吉田 厚子
	会計責任者	松浦 昌代	吉田 厚子
	主たる事務所 の所在地	松江市袖師町7 - 11	出雲市湖陵町二部884
自由民主党島根県電気通信支部	代 表 者	加田 幸治	渡辺 博
	主たる事務所 の所在地	出雲市浜町1168	松江市上乃木9 - 24 - 11
自由民主党島根県林業支部	代 表 者	三吉 庸善	手銭 白三郎
自由民主党島根県自動車販売支部	代 表 者	野々村 健造	櫻井 誠己
	会計責任者	野々村 健造	櫻井 誠己
	主たる事務所 の所在地	松江市馬潟町43 - 4	松江市馬潟町字帰り木43 - 4
自由民主党島根県土地改良支部	代 表 者	加藤 滋夫	木村 治
	会計責任者	小川 泰昭	矢野 潔

2 その他の政治団体

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
ホシザキ電機労働組合島根支部政治活動委員会	会計責任者	倉橋 修二	為石 雅之
牛尾郁夫後援会	代 表 者	右田 明	中尾 攻
	主たる事務所 の所在地	益田市あけぼの西町10 - 2	益田市幸町8 - 21
藤間恵一後援会	主たる事務所 の所在地	江津市都野津町1887 - 1	江津市都野津町2277 - 13
堀江治之後援会	会計責任者	小田川 憲男	藤原 崇
全国小売酒販政治連盟島根県支部	会計責任者	秦 紹一郎	吉原 貞夫
久保正典後援会	代 表 者	久保 正典	堀 喜代司
	主たる事務所 の所在地	益田市中吉田町281 - 1	益田市匹見町匹見イ4 - 2
島根県林業政治連盟	代 表 者	森橋 静秋	手銭 白三郎
牛尾郁夫後援会	主たる事務所 の所在地	益田市幸町8 - 21	益田市あけぼの西町10 - 2

島根県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定に基づき解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第17条第3項の規定により告示する。

平成20年8月19日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

名 称	解散年月日
片寄義彦後援会	平成20年 2月29日
ふるさと昌亀の会	平成20年 3月25日
川上昌彦後援会	平成20年 3月25日
出雲市澄田信義後援会	平成20年 3月31日
全国たばこ耕作者政治連盟島根県支部連合会	平成20年 3月31日
坂本照良後援会	平成20年 7月 5日

島根県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定に基づき異動事項の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成20年 8月19日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の 氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異 動 内 容	
			新	旧
板倉 一郎	板倉一郎後援会	主たる事務 所の所在地	出雲市天神町522 - 2	出雲市小山町225

